

川崎市生活保護適正実施推進員非常勤嘱託員設置要綱

23川健保第2054号

平成24年 3月12日付け局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市生活保護適正実施推進員(以下「適正実施推進員」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 適正実施推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定される特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

(職務内容)

第3条 適正実施推進員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 暴力団員等行政対象暴力に関する生活保護担当職員への研修に関すること。
- (2) 支援困難な被保護者への対応について生活保護担当職員の相談に応じ、福祉事務所からの要請に基づき同行訪問及び同席面接を行うこと。
- (3) 不正受給事案の相談について、専門的見地からの助言を行うこと。
- (4) 警察と連携体制の構築に関わること。

(定数)

第4条 適正実施推進員の定数は、2人とする。

(勤務場所)

第5条 適正実施推進員の勤務場所は、健康福祉局生活保護・自立支援室とする。
ただし、第3条第1号並びに2号に係る場合についてはこの限りでない。

(任用)

第6条 適正実施推進員は、警察官職務経験のある者のうちから健康福祉局生活保護・自立支援室長が選考の上、総務局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 適正実施推進員の任用期間は、原則として1年以内とする。

3 適正実施推進員の任用等の事務は、健康福祉局生活保護・自立支援室が所管する。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である適正実施推進員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した適正実施推進員を再度任用することができる。

(任用条件の明示)

第8条 適正実施推進員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第9条 適正実施推進員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 市長は、適正実施推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良好でないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第 1 1 条 適正実施推進員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間 月曜から金曜までの週 5 日とし、週 2 9 時間を超えないものとする。

(2) 勤務時間 1 日の勤務時間は次のいずれかとする。

週 5 日勤務 午前 8 時 3 0 分から午後 3 時 1 5 分、
午前 9 時から午後 3 時 4 5 分、
午前 1 0 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分

(3) 休憩時間 勤務時間内において 6 0 分間

(4) 休 日 正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第 1 2 条 適正実施推進員に、次の勤務年数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として 1 日を単位に付与することができる。ただし、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は 1 時間を単位として付与することができる。

勤務年数ごとの休暇日数	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
付与日数	1 0 日	1 1 日	1 2 日	1 4 日	1 6 日

2 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された適正実施推進員に、その会計年度に付与することができる年次有給休暇の日数は、適正実施推進員の任用期間に応じ次に掲げるとおりとする。

任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
付与日数	1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	1 0 日

3 任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 適正実施推進員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 適正実施推進員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第15条 市長は、適正実施推進員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第16条 適正実施推進員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第17条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前3項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬額)

第17条 適正実施推進員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 適正実施推進員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時

間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 適正実施推進員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 適正実施推進員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,560円とする。

(費用弁償)

第20条 適正実施推進員がその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第21条 適正実施推進員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 適正実施推進員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

3 適正実施推進員は、この要綱による職の信用を傷つけ、又は適正実施推進員の

職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 適正実施推進員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、適正実施推進員の服務については正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第22条 適正実施推進員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の適用)

第23条 適正実施推進員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

(健康診断)

第24条 適正実施推進員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。